

(広報資料)

令和8年9月4日
(公財) 京都市音楽芸術文化振興財団

京都信用金庫と(公財)京都市音楽芸術文化振興財団との 「遺産等の寄付にかかる連携協定」の締結について

(公財)京都市音楽芸術文化振興財団では、京都市世界文化自由都市宣言の理念に基づき、音楽、演劇、舞踊その他の芸術及び芸能を振興し、国内外へ発信することにより、京都が優れた文化を創造し世界文化交流の中心であり続けることに寄与するとともに、市民が生きがいのある文化的な生活を送ることができる社会づくりに貢献することを目的として、様々な事業を展開しております。

この度、当財団に対し遺贈等により社会貢献を実現したいという篤志を受け入れるために、京都信用金庫と協定を締結しましたのでお知らせいたします。

今後は遺贈等の御希望に対して双方で御相談をお受けし、スムーズに対応を図ってまいります。

記

1 協定内容

- (1) 京都市音楽芸術文化振興財団は、遺贈や相続財産からの寄付を検討されているお客様に対して、相談先として京都信用金庫を紹介します。京都信用金庫は紹介を受けて、諸手続きの案内等を行います。
- (2) 京都信用金庫は、遺贈や相続財産からの寄付を検討されているお客様からの相談を受け、ご希望を確認の上、京都市音楽芸術文化振興財団を紹介します。

2 締結日

令和8年9月4日(金)

3 参考 「公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団」について

- ① 所在地 京都市左京区下鴨半木町1番地の26 京都コンサートホール内
- ② 理事長 村田 大介(村田機械株式会社代表取締役社長)
- ③ 事業内容
 - ・芸術及び芸能の振興並びに伝統芸能の継承及び発展に資する事業
 - ・京都の文化芸術の国内外への発信と交流の促進に資する事業
 - ・京都市交響楽団による芸術の振興及び発信に資する事業
 - ・文化芸術を通して地域社会の活性化や健全な発展に寄与する事業
 - ・文化芸術の振興拠点として、創造的な活動が不断に行われるための施設の管理運営
 - ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業